

之れで描法の大體を凡て述べたのであるが、猶他に種々の經驗上の大切な要件は其の項目の元に述べて置いたが、述者の意圖する處は要するに、諸君をして單に遊戯的な淺薄な態度を以て、畫を描く人に終らせ度くないと云ふに在るのである。勿論諸君の内には純眞な興味から斯道を研究して居られる人も少くは無いと思ふが、しかし假令將來専門家として世に立たうといふ意志でなくとも、今日の時勢は此の技術に關しても徹底的に悉知して置く必要がある程、組織的に秩序立つて居るのであるから、是非確實な知識を修めて置かなければならぬ。實際述者は、初めは何等素養ない人にも描き得る處から案内したのであるが、従つてくどいと思はれるまで反覆して、しかも述ぶべき要點は可なり心切に説いたのであるが、この續篇とも見做すべき絹本科の描法に共通すべき猶多くの要項は、之れを述ぶるに暇なかつたのである。

絹本科の講義にはこのコンテ（紙本）科に述べたのみでは不徹底と思はれる。

事も是非詳述しなければならぬし、尙この絹本科を學ぶ事によつて、肖像畫が一般畫としても洋風畫と邦風繪との異なる特質に就いて會得されるし、夫れからコンテー畫の眞の使命は絹本科を知る事によつて始めて了解されるのであるから、色々な意味に於て、假令絹本科を技術的に研究せぬ人でも、一應は絹本科の議義をも一讀され度い。

畢竟するに、述者は諸君をして徹底した畫人としての歩みをなさしめ度いのである。夫れには絹本科の研究に待つ處が多い。尙紙本科で述べ得なかつた軍人の大禮服、勳章及び女子の禮服、男子の坐像等の研究の如きは、絹本科講義によつて、肖像畫家としての諸君をして一段と徹底した畫家たらしめる事を期し度い。

附
錄

テコ
ー
ン
肖
像
畫
講
義
(終)

附 錄

東京肖像學院本科規則

第一章 總 則

第一條 本學院は短日月の間に肖像畫に關する一切の技法を傳授し、以て高級職業肖像畫師を養成するを以て目的とす。

第二條 本學院生徒定員は二百名を限度とす。

第二章 修業期間、學期及休日

第三條 本學院は修業期間を一ヶ年と定め之を第一學期、第二學期 第三學期、

卒業期の四期に分つ。

第一學期は基礎的技術たる素養を授くるを以て目的とし、第二學期、第三學期に於て技法の全般を授け、卒業期に於ては、實地研究及び、既習の技術を活用して、卒業製作をなさしむるものとす。

第四條 本學院の授業時間は、二部に分ち第一部を晝間とし午後一時より午後五時間に至る、第二部を夜間とし午後五時より午後九時に至る。但し季節に依り伸縮する事あるべし。

第五條 本學院は休日を定むる事左の如し。

日曜日、祝日、大祭日、特殊祭日。

春季(自四月十五日)

夏季(自八月十五日)

冬季(自十二月二十五日)

至一月七日

第三章 入退學及休學

第六條 本學院入學日は毎月一日及び十五日と定む。但し缺員ある時は臨時入學を許す事あるべし。

第七條 本學院に入學せんとするものは、其前日迄に第一號入學願書並に最近撮影一人寫し手札形寫眞一葉及び第二號履歷書に規定の入學金相添へ願出づべし。

第八條 本學院に入學し得べきものは、男女を問はず、又繪畫の素養有無に拘らず、滿十四歳以上にして、尋常小學卒業程度以上の學力を有する者たるべし。

第九條 西洋畫、日本畫の相當素養ある者は、試験の上第一學期を経ずして、第二學期に入學を許可する事あるべし。但し此の場合は第三號書式の願書に第十六條に依る試験料を添へて差出すべし。但し試験の方法は其の都度指示す。

入學願書

本籍
現住所氏名
生年月日

右は今般御學院何科第何學期入學志願に付き御許可相成度別紙履歴書及寫眞並に入學金○○相添へ此段保證人連署を以て相願候也

年月日

右

氏

名印

保證人住所

氏

名印

東京肖像學院長殿

第十條 入學志願者は第一號書式の入學願書と共に第二號書式の履歴書に第十五條に依る入學金を添へて差出すべし。

第十一條 保證人は東京市内又は郡部に居住し、獨立の生計を營む丁年以上の者たるべし。但し東京府内に保證人なき時は、地方居住者にても許可する事あるべし。

第二號書式 (用紙は半紙)

履歴書

本籍地
現住所

華士族平民の別、戸主何誰何男女

氏
生年月日
名

一、何年何月何學校へ入學、何年何月卒業
職業……
一、賞罰……
一、賞罰の有無
右の通り相違無之候也
年月日

東京肖像學院長殿

右 氏 名印

第三號書式 (用紙は半紙)

受驗願書

本籍

現住所

氏名

生年月日

右は今般御學院何科第何學期に入學致度に付き御規定の編入試験
相受度試験料金貳圓相添へ此段相願候也

年月日

右

氏名印

東京肖像學院長殿

第十二條 病氣其他止むを得ざる事由ありて、半途退學せんとするものは、第
四號書式に依る願書を差出すべし。

第四號書式 (用紙は半紙)

退學書
何科何學年生徒
氏名

右は今般何々の事由に依り退學致度候間御許可被下度保證人連署を以て此段相願候也

年月日

本人 氏名印
保證人 氏名印

東京肖像學院長殿

生年月日

第十三條 病氣其他止むを得ざる事由に依り一ヶ月以上出席する事能はざる時は、休暇を願ひ出づる事を得。

第十四條 正當の事由なくして、引續き一ヶ月以上無届缺席する者は、退學を命ずる事あるべし。

第四章 入學金授業料、校費等

第十五條 本學院生徒は入學の際入學金六圓を納附すべし。

第十六條 第九條に依る試験料は金貳圓を納附すべし。

第十七條 第二十六條に依る再試験料は金貳圓を納附すべし。

第十八條 授業料は一ヶ月金六圓とし各學期の初めに、一學期分宛前納するものとす。但し一週間以上滯納せる場合は休學を命ずる事あるべし。

第十九條 事情に依り授業料を一ヶ月分宛前納するを許す事あるべし。但し貧困者例へば所轄役場又は警察署（地方は駐在所）の貧困證明あるものには分納を許可す。

第二學期編入

日本畫、洋畫、或は肖像畫の素養ある者は、試験の上、本科又は速成科の第二學期に入學を許可す。

分金四圓、卒業期分金壹圓を徵收す。但し各學期の始め授業料と同時に納附するものとす。

第廿一條 既納の費用は如何なる事情にて中途退學するも返附せず。

第廿二條 在學中は出席の有無に拘らず、授業料及び校費を徵收す。但し第十條に依る休學中は之を免除するものとす。

學 費 一 覧 表

學 期	期 間	入學金	授業料	教科書	校 費	材 料 費
第一學期	三ヶ月	六圓	拾八圓	四圓五 銭	參圓	七圓乃至八圓
第二學期	四ヶ月	無し	廿四圓	無し	四圓	八圓乃至九圓
第三學期	四ヶ月	無し	廿四圓	無し	四圓	八圓乃至九圓
卒業期	一ヶ月	無し	六 圓	無し	壹圓	四圓乃至五圓

第五章 賞罰及卒業

第廿三條 成績優等品行方正の者、或は精勤の者には賞品を授與し、又は特待生と爲す。特待生は授業料を徵收せず。

第廿四條 不勉強にして成業の見込なき者、又品行不良にして改善せざる者、又は教員の指揮に従はずるもの、若しくば本學院の名譽を毀損する等の行為ありたる時は、停學又は退學を命ずる事あるべし。

特 典

在學中と雖も第二學期頃よりは、揮毫應需部の注文寫眞に依て研究させ、月謝を半減又は全免す。

第廿五條 本學院所定の課程を終了し、卒業製作に合格したる者には、第五號

書式に依る卒業證書を授與す。但し卒業製作々品は、本學院に寄附し永く下級生研究の資となすものなり。

第五號書式

第 號 卒 業 證 書

族 稱

生 年 月 日

名

右者本學院所定の何科の課程を履修し定規の試験に合格して其業を卒へたり仍て茲に之を證す

年 月 日

東京肖像學院長 何 某

第廿六條

卒業製作不合格者には、卒業證書に換ふるに第六號書式の修業證書を與へ、追試験の上卒業證書を授與す。此の場合は第七號書式の追試験願書に、第十七條の試験料と共に作品を添へて差出すべし。

第六號書式

修 業 證 書

族 稱

氏

生 年 月 日

名

右者本學院所定の何科を修業せし事を證す

年 月 日

東京肖像學院長 何 某

第七號書式

(用紙は半紙)

追試験願書

住所

氏

名

生年月日

右者今般再試験相受度く候に付ては貴學院授與の修業證書及作品
に試験料金貳圓相添へ此段相願候也

年月日

右

氏

名印

第六章 特典

第廿七條 本學院卒業者中特に技術優秀なる者は、本學院助教授又は助手とし

て招聘する事あるべし。

第廿八條 本學院卒業者にして開業したる者には、本人が受けたる依頼書を添削其他、業務上各種の便宜を與ふ。

高等研究科規則

第一條 本學院を卒業せられたるものにして尙進んで絹本油繪の肖像畫法を攻

究せんとする者の爲に高等研究科を特設す。

第二條 本院卒業生以外の者にして直に高等研究科に入學せんとする者は、第一號書式の願書に試験料金貳圓を添附して差出さるべし。但し試験の方法は其の都度指示す。

第三條 高等研究科絹本肖像科と油繪肖像科とに分ち、之が修業期間及び費用等は左の如し。

一、絹本肖像科

修業期間	授業料	教科書	校費
三ヶ月卒業	一ヶ月分 金拾圓	四圓五十錢	一ヶ月分 壱圓
三ヶ月分	金參拾圓	同上	三ヶ月分 參圓

二、油繪肖像科

修業期間	授業料	校費
六ヶ月卒業	一ヶ月分 拾圓	一ヶ月分 壱圓
六ヶ月分	六拾圓	六ヶ月分 六圓

第四條 絹本肖像科及び油繪肖像科の入學金は金八圓とす。但し本學院卒業生は無科とす。

第五條 本學院卒業生以外の者にて試験の結果、入學を許されたるものは、第一號書式に依る入學願書に入學金を添へて差出さるべし。

第六條 絹本肖像科及び油繪肖像科修了の者には、第二十五條及び第二十六條の規定に依る修業證書又は卒業證書を授與す。

第七條 高等研究科生徒の退學、休學、休日、授業時間、賞罰等は總べて本科規則に準ず。

絹本肖像科三ヶ月分學費一覽表

入學金	授業料	教科書	期間	材料費	費用
金八圓組 し本科卒 業生は不 要	金參拾圓 但し三ヶ 月分前納	金四圓五 拾錢	一ヶ月目 二ヶ月目 三ヶ月目	六圓乃至七圓 五圓乃至六圓 五圓乃至六圓	

油繪肖像科六ヶ月分學費一覽表

入學金	授業料	校費	期間	材料費
金八圓前納	金六拾圓但し三ヶ月分	金六圓但し	参拾圓乃至五拾圓但し繪具	繪筆、繪ノ具、箱、カンバス、ハレット、油
租し本科卒	宛二回に分	三ヶ月分宛	六ヶ月	
業生は不要	納	二回に分納		其他

但し油繪肖像科最初の一ヶ月に要する材料費は金拾七圓にして、後の五ヶ月間の一ヶ月材料費は約六圓見當とす。

速成科規則

第一條 本學院本科の課程を修むる事を得ざる者に、速成的教授を爲すを以て目的とす。

第二條 本學院速成科は其の期間を七ヶ月とし之を第一、第二、第三、卒業期の四學期に分つ。第一學期は基礎的技術たる素養を授け、第二、第三學期に於ては技法の全般を授け、卒業期に於ては既習の技術を活用して卒業製作を行なさしむるものとす。

第三條 速成科の學期別及び學費は左の如し。

學期	期間	入學金	授業料	教科書	校費	材料費
第一學期	二ヶ月	七圓	貳拾圓	四圓五拾錢	貳圓	至五圓乃至六圓乃
第二學期	二ヶ月	無し	貳拾圓	無し	貳圓	至五圓乃至六圓乃
第三學期	二ヶ月	無し	貳拾圓	無し	貳圓	至五圓乃至六圓乃
卒業期	一ヶ月	無し	拾圓	無し	壹圓	至四圓乃至五圓乃

第四條 速成科を卒業せる者は高等研究科(絹本、油繪)に無試験入學を許可す。

附 則 本規則に特に規定せざる者は凡て本科規則に準す。

(肖像畫家としては一ヶ年間本科の課程を修むるを至當とするも、家庭其の他の事情の爲、長年月を費す事能はざる者に對し特に本學院は此の速成科を設け、七ヶ月の短期間にて殆んど本科に劣らざる課程を修めしむ。)

但し入學金を要せず。

一、入退學及休學 本科規則第三章に依る。

一、編入試験 本科規則第三章の第九條及び第四章の第十六條に依る。

一、卒業 本科規則第五章に依る。

一、特典 本科規則第六章に依る。

一、入學金授業料校費 本科規則第四章に依る。

講讀者諸君に對する特典

本講義書に據り肖像畫を研究さるる者に對し左の特典を設く。

一、本講義書により六ヶ月間研究せる者にして講義書を基本として任意の肖像畫を作製し、審査料金參圓相添へ願出づるものには、審査の結果修業證書を與ふ。不合格の者は更に作製又は修整して一ヶ月後に願出づべし、但し此の場合は審査料を要せず。

二、修業證書を得たる者にして本校の直接教授を受けんとする者は、本科又は速成科の第三學期に無試験入學を許可す。猶入學金を半減し、技術優秀なる生徒には揮毫應需部の注文寫眞に依て研究させ、在學中の練習用材料費を補給す。

三、講讀研究者は永久に斯學に關する質問をなす事を得、又開業したる場合は本校に於て出來得る限り業務上の便宜を與ふ。

四、講讀研究者は本校開催夏期冬期等の臨時講習會を無料にて聽講する事を得且つ講讀研究者の爲に特に設けられたる年數回の展覽會に作製畫を出品し、懇切なる批評を乞ふ事を得、優秀なる作品に對しては賞品を與へらる。

五、講讀研究者は機關雜誌の會員たることを得、機關雜誌は講讀研究者並びに在校生、卒業生相互の消息を傳へ、將來の交誼を温むるをして發行されるものにして或は會員の作品を掲載して之れが批評を爲し、或は會員の論說、想華等を紹介し、特に毎號教授の肖像畫に關する責任ある論文、感想等を載錄して會員の研究に資するものとす。

六、講讀研究者は本校販賣部の肖像畫揮毫用具額縁其他を實費にて購入することを得。

本講義は肖像畫に關する一切の秘法奧義を披瀝し懇切にしかも責任ある講述をしたものであるから、之れを熟讀玩味し孜々勉學されたならば、必ず一ト廉の肖像畫家となることが出来るのは疑ひの無い處であるが、直接に囁んで含めて教授するもので無いから、揮毫能率が上らず從つて收入能率も上らないのが唯一の遺憾である。で、能率を十分發揮させ度い者は、前記特典の第二項に依て實地教授を受けられるもよいし、又百聞は一見に如かずと云ふ事もあるから、一度本校の直接教授振りを參觀せられたならば、屹度技術上に於て得る處が少く無いと思ふのである。

添削規定

本學院に於ては本講義錄に據る研究畫に對し、批評添削を爲すものとす。

一、批評添削畫は一人一ヶ月二枚を限度とし、批評料は一枚金貳拾錢、添削料は金四拾錢とす。但し限度以上の時は、批評添削料は五割増（金九拾錢）とす。

二、批評添削を乞はるゝ方は、規定の批評添削料の外に返送料（即ち發送料と同額）と返信料（金二錢）とを加附せられたし。之れに反するものに對しては

返送又は返信せず、尙途中破損せるものに對しては本學院其の責に任せす。

三、畫稿は必ず圓筒に入るゝか又は丸き棒に巻くか、或は分厚きボール紙と共に巻き込みて、赤字にて第四種郵便と記入して送られたし。

ボール紙の場合は、畫面よりも少しだなる分厚きボール紙の上に畫を載せ

て一緒に巻き込み、紐にて二三ヶ所結へ、兩端は其の儘になし置く事。尙長さは一尺二寸以下のものに限る、それ以上の寸法のものは小包郵便にて送ること。

四、批評に限らず本校に對し質問せらるゝ方は、必ず返信料を添へられたし。然らざるものは返信せず。但し簡単なる質問は往復はがきを用ひられたし。

五、批評料及添削料は必らず二錢切手にて送られたし。

附錄終

附言

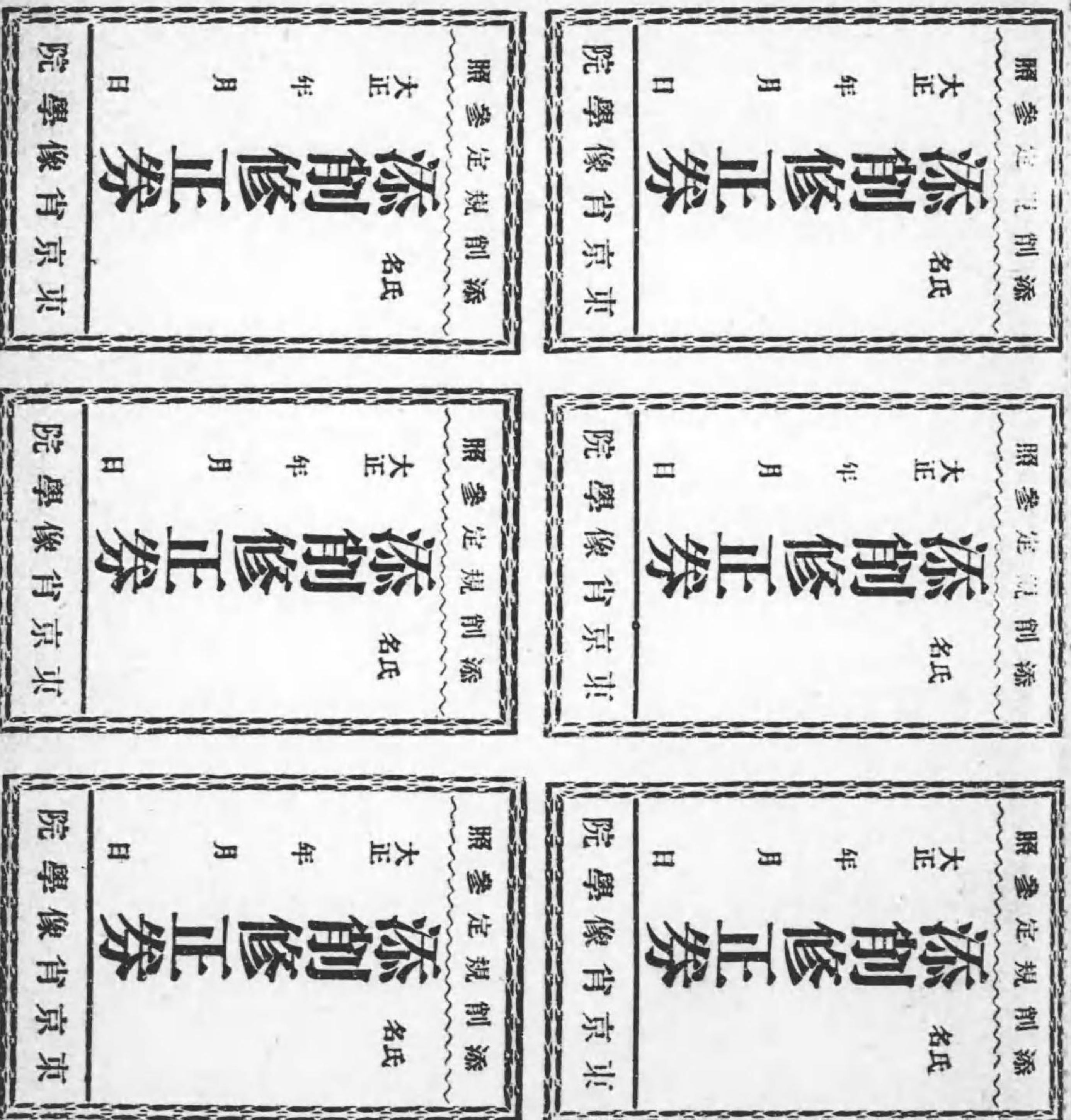
講讀研究者諸君より研究に資する爲、その父兄の肖像畫の揮毫を依頼さるゝ方、少からざるを以て、特に研究者諸君の爲には、前記價格の參割引きを以て、その依頼に應すべし。

◇ 部 需 應 毫 挿 畫 像 肖 ◇

注意

前記の外、絹地、紙地等有らん限りの又小なる寸法のものも製作應需

○大なる寸法のも



大正十四年八月七日印刷納本
大正十四年八月十日發行

定價四圓五拾錢

複不許
製

發著
行作

者兼

東京市下谷區谷中坂町三四番地

土肥圓修

印刷者

者兼

東京市牛込區余丁町四〇番地

齊藤清吉

印刷所

東京市牛込區余丁町四〇番地

長生堂印刷所

發行所

東京下谷區谷中坂町三四番地
振替口座東京六七〇二六番

東京肖像學院出版部



終